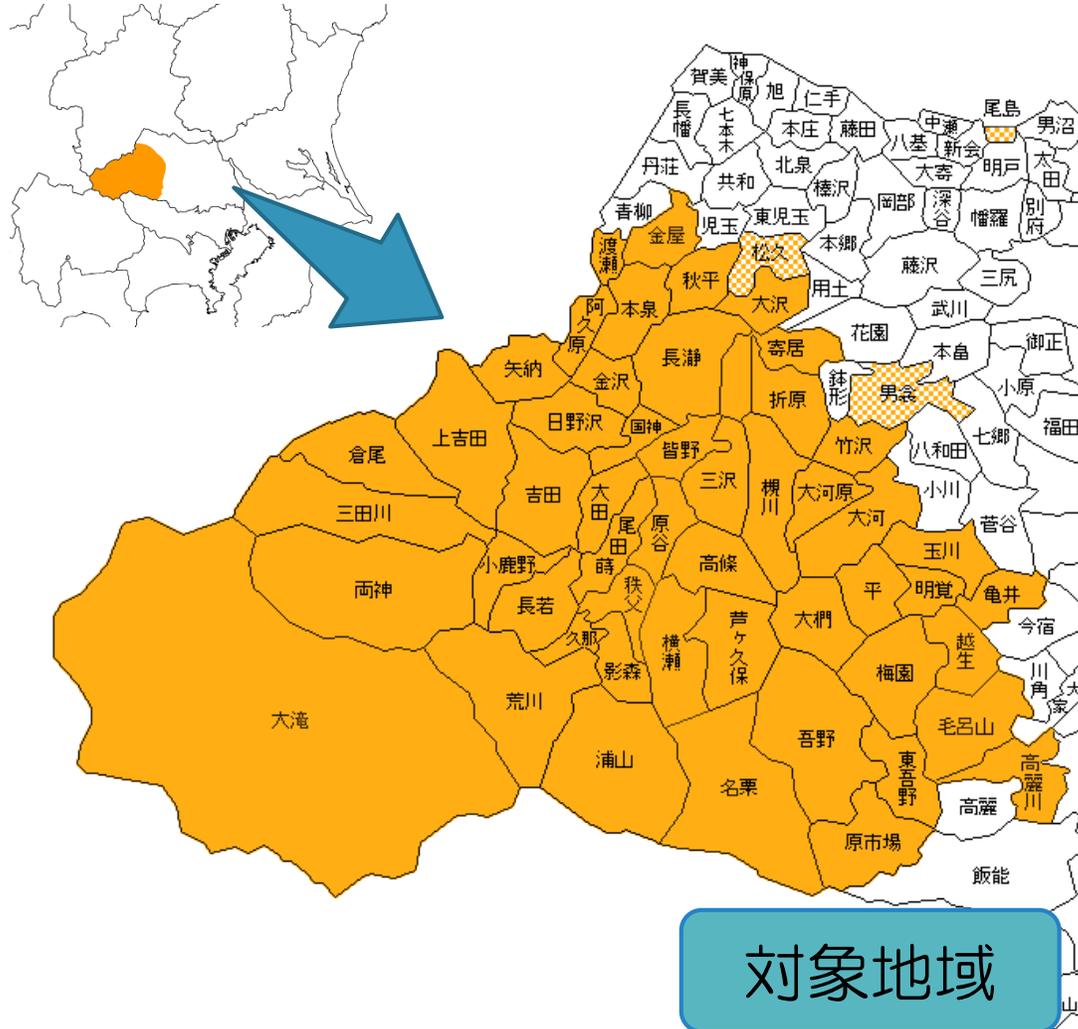


【資料4】

中山間地域等直接支払事業 について

埼玉県農林部
農業ビジネス支援課

中山間地域等直接支払制度とは



- 特定農山村法、山村振興法、過疎法に指定された地域
(※地域振興立法8法のうち埼玉県に該当する3法)
- 農林統計上の中間農業地域・山間農業地域
- 3法（特定農山村法等）に指定された地域に地理的に接する地域
(=知事特認地域)

18市町村54地域が対象



傾斜等の基準（田：1/100以上、畑：8°以上）を満たす1ha以上の農地

令和2年度の実施状況

○ 取組市町村 12市町村、取組協定数 50協定、取組面積 310ha、交付金額 27,646千円

市町村数、取組協定数、取組面積、交付金額の推移

	H28	H29	H30	R1	R2
実施市町村数	13	13	13	13	12
協定数	60	62	62	62	50
協定面積 (ha)	337	347	347	347	310
交付金額 (千円)	30,389	30,886	30,866	31,117	27,646
協定参加者 (人)	1,434	1,483	1,483	1,482	1,075

市町村数の減少について

高齢化率・耕作放棄地率において対象農用地の基準を満たせなくなった町が発生し、本交付金の対象とならなくなった。

協定数の減少について

将来5年間の農業生産活動を続けること、また集落での話し合いを重ねることが難しいと判断した地域で、今年度の実施を見送ることとなった。

令和2年度事業実施市町村



※対象になりうる18市町村のうち12市町村で実施

中山間地域等直接支払制度とは

集落協定に定める活動内容

<p>1 農業生産活動等を継続するための活動（必須）</p> <ul style="list-style-type: none">① 農業生産活動等<ul style="list-style-type: none">・耕作放棄地の発生防止活動（法面の管理、草刈り等）・水路、農道等の管理活動② 多面的機能を増進する活動<ul style="list-style-type: none">・周辺林地の下草刈り、景観作物の作付、体験農園、ビオトープ等	<p>基礎単価 (8割) ※必須</p>
<p>2 協定農用地の将来像を描く集落戦略の作成</p> <ul style="list-style-type: none">・協定農用地の現状、将来像、対策等について、地図を作成しながら協定参加者で話し合う・集落戦略を作成し、市町村へ提出・集落戦略を基にした活動を実施	<p>体制整備 単価 (+2割)</p>

共同活動の事例

【農地の草刈り】



秩父市沢戸集落協定

【ゆずの出荷準備】



小鹿野町八谷集落協定

【獣害防止用の柵の設置】



皆野町立沢集落協定

【地域の景観形成】



東秩父村上ノ貝戸集落協定

【収穫での共同作業】



美里町円良田集落協定

【棚田オーナー制度】



横瀬町寺坂集落協定

中山間地域等直接支払事業 令和2年度事業評価及び令和3年度事業の進捗状況

総合評価： A・・・順調 B・・・要改善 C・・・コロナ禍の影響等で事業内容を変更して実施したもの

令和2年度事業実績	県としての事業評価		事業評価を踏まえての 令和3年度の事業展開の考え方
<p>農業生産条件の不利な中山間地域等において、集落単位で農用地を維持・管理していくために共同活動を行う集落等に対して助成を行うとともに、事業推進のための指導、助言を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・取組市町村数 12市町村(前年度に対し1減) ・協定数 50協定(前年度に対し12協定減) ・協定面積 310ha(前年度に対し37ha減) ・交付金額 27,646千円(前年度に対し3,471千円減) 	総合評価	A	<p>第5期対策から新たに導入された「集落戦略」は、協定農用地の将来像並びに、協定農用地を含む集落全体の将来像、課題、対策について、協定参加者で話し合いをしながら作成する集落全体の指針と位置づけられている。</p> <p>高齢化が進み、後継者がいないなどの構造的な問題を抱える中山間地域の活性化を図る上で重要な取り組みであるため、令和3年度から各集落が作成に着手する「集落戦略」の推進を図っていく。</p>



令和3年度の進捗状況

- ・取組市町村数 12市町村
- ・協定数 50協定
- ・協定面積 311ha (前年度から微増)
- ・今後、1協定が新規締結見込み。
- ・集落戦略の作成は、コロナ禍の中で協定参加者が集まって活動することが難しく、進んでいない。

令和3年度中山間地域等直接支払制度

その他

評価について

- 国の規定に基づき、本検討委員会で毎年度の実施状況の点検・取組の評価をいただく予定。
- 同様に本検討委員会において制度の中間年評価（令和4年度）及び最終評価（令和6年度）」を審議していただく予定。

